

公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園のあり方等について

1 公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園について

公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園(以下「財団」という。)は、前身となる組織を含め、50年以上にわたり希望が丘文化公園の管理運営を行い、**本県の文化やスポーツの振興、青少年の健全育成などに貢献**してきた。

この間、数度の組織改編や公の施設の移管・見直しを経て、現在は、希望が丘文化公園のみの指定管理を行う法人となっていることから、**滋賀県行政経営方針実施計画に基づき、財団のあり方について、財団と県の間で検討・協議を進めてきた**ところ。

(沿革)

昭和47年(1972年)1月	財団法人 滋賀県希望が丘文化公園管理公社 設置
// 51年(1976年)4月	財団法人 滋賀県文化体育振興事業団 に統合
平成4年(1992年)4月	財団法人 滋賀県文化振興事業団 に名称変更
// 24年(2012年)4月	公益財団法人 滋賀県文化振興事業団 に移行
// 29年(2017年)4月	公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園 に組織変更

(検討の経過)

・滋賀県行政経営方針2019実施計画の策定(平成31年3月)

安定的な公園管理の実績はあるものの、指定管理施設が希望が丘文化公園のみであることを踏まえ、「公園基本計画に基づく効果的・効率的な管理方針の検討と合わせ、出資法人のあり方等について検討を行う」とした。

・滋賀県行政経営方針2023-2026実施計画の策定(令和5~8年度)

令和6年度末を目途に「公園の活性化を見据えた財団のあり方等について検討を行う」とした。

・希望が丘文化公園活性化方針の策定(令和6年8月)

民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した、官民連携による公園の再整備を行うこととし、事業期間は15年~20年とした。

・PPP/PFI手法導入可能性調査の実施(令和7年1月)

宿泊研修施設「青年の城」の建て替えを含む公園全体の管理運営について、PFI(BTO)方式を選択することが最も適切であると評価。

2 財団を取り巻く状況について

(1)公園管理におけるニーズの多様化

社会情勢や利用者ニーズの変化に対応した公園づくりが求められる中で、民間事業者の多様なノウハウや創意工夫を最大限活用した公園全体の魅力向上が必要となっている。

(2)正規職員の減少と職員全体の高齢化

令和7年4月時点で、職員総数44名のうち、正規職員が5名、60歳以上の職員が全体の約68%を占める状況となっている。

(3)希望が丘文化公園活性化事業の推進

公園の活性化事業は、PFI(BTO)方式により15年~20年の長期の事業期間で実施することとしており、積極的な新規事業の展開や設備投資も求められるが、財団の組織体制や単一の施設のみを管理してきたという性格を考慮すると対応が困難であり、事業への参画の見通しが立たない。**(財団は活性化事業に参画しない意向)**

3 財団のあり方の方針について

活性化方針に基づく公園の新たな管理運営を開始する**令和10年度以降は、新たな事業者へ公園の管理運営を引き継ぎ、財団を解散する方向で今後の調整を進める。**

4 次期指定管理者の選定について

- ・ 現行の指定管理期間が令和7年度までであり、活性化事業による運営の開始が令和10年度となることから、**令和8年度～9年度の2か年の指定期間**とする。
- ・ 短期間で効果的で適正な運営を確保するとともに、活性化事業による新たな事業者への管理運営の移行を円滑かつ確実にを行うため、**非公募により財団を指定管理者とする。**

5 今後のスケジュール(想定)

今後、財団において実施される職員へのヒアリング等を踏まえ、引き続き財団との協議を重ね、**令和7年度中を目途に、解散に向けた手続き、財団職員の処遇、財団に蓄積された公園の運営ノウハウの継承、今後も継続すべき事業、残余財産の取扱い等について対応を整理**する。

時期	次期指定管理および活性化事業について	財団のあり方について	
	県	県	財団
令和7年度 6月	・次期指定管理者の選定方針の作成(常任委員会に報告)	・財団のあり方の方針について(常任委員会に報告)	・財団のあり方の方針について理事会・評議員会で審議
12月	・次期指定管理者の選定手続 ・活性化事業実施方針等に関する調査・検討		
	・次期指定管理者の指定(議案) ・活性化事業実施方針・要求水準書の作成(常任委員会に報告)		
3月	・活性化事業特定事業の選定(常任委員会に報告)	・解散に向けた手続き・業務および財団職員の処遇等の方針について(常任委員会に報告)	
令和8年度 6月頃	・活性化事業の入札公告		指定管理 R8～R9
2月	・活性化事業の落札者決定		・解散時期について理事会・評議員会で審議
令和9年度 7月	・活性化事業契約締結		
令和10年度 4月	・新たな活性化事業者による管理運営開始		・解散・清算手続きの開始
3月まで			・解散・清算結了